

令和 8 年

第 4 回 臨時

夕張市議会議案

令和 8 年 5 月 12 日 開 会

令和 8 年 5 月 12 日 閉 会

令和8年 第4回臨時市議会付議案件名

- 議案第 1 号 財産の取得について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 2 号 令和7年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和8年第4回臨時市議会出席者名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	厚 谷 司 君	○ 市長の委嘱を受けて出席した者の 職・氏名	
副 市 長	芝 木 誠 二 君		
総務企画課長	板 垣 克 巳 君	○ 本議会の書記の職・氏名	
財 政 課 長 事 務 取 扱	芝 木 誠 二 君	事 務 局 長	堀 靖 樹 君
税 務 課 長	秋 山 俊 輔 君	書 記	志 茂 隆 君
市 民 課 長	外 崎 伸 一 君	書 記	増 井 菜々実 君
		書 記	大 井 友 彦 君

令和8年

議 事 日 程 表

第4回臨時市議会

1. 招集の日時 令和8年5月12日(火) 午前10時30分 開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1			会期の決定について	
日程第2	議 案	第1号	財産の取得について	市 長
日程第3	報 告	第1号	専決処分の承認を求めることについて	市 長
日程第4	報 告	第2号	令和7年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	市 長

議案第 1 号
財産の取得について

下記の財産を取得するものとする。

令和 8 年 5 月 12 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 品目及び数量 プレス式じん芥収集車 1 台
- 2 取得予定価格 18,480,000 円
- 3 取得の相手方 札幌市南区南 30 条西 8 丁目 4 番 1 号
北富士産業機械株式会社 代表取締役 杉本 典満

(提案理由)

じん芥収集業務で使用するプレス式じん芥収集車 1 台の購入について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び夕張市財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日市長において、下記議決事件を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月12日提出

夕張市長 厚谷 司

記

夕張市税条例の一部を別紙のとおり改正した。

（夕張市税条例の一部を改正する条例 令和8年3月31日）

夕張市条例第 8 号
令和 8 年 3 月 31 日

別紙

夕張市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

夕張市長 厚谷 司

夕張市税条例の一部を改正する条例

夕張市税条例（昭和 25 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 18 条の見出し中「、又は」を「又は」に改め、同条中「、第 67 条の 2 の 5 第 1 項」を削り、「又は第 115 条第 1 項若しくは」を「、第 115 条第 1 項又は」に、「、納付書」を「納付書」に改め、同条第 1 号中「又は第 81 条の 4 第 2 項」を「、第 81 条の 4 第 2 項」に、「若しくは第 120 条」を「又は第 120 条」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「第 67 条の 2 の 5 第 1 項の申告書、」を削り、同条第 6 号中「、その提出期限後」を「その提出期限後」に改める。

第 27 条第 1 項中「又は」を「及び」に改め、同条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 27 条の 7 第 1 項中「特別控除額」を「特例控除額」に改め、同条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 29 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 29 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 29 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 29 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 29 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 35 条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 29 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」

に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第44条中「同一の者が、市内において所有する」を「同一の者についてその者の所有に係る」に、「で、固定資産課税台帳に登録された価格の合計額」を「に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第66条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第66条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第67条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第67条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第 67 条の 2 の 2 から第 67 条の 2 の 7 までを削る。

第 67 条の 3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 68 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 69 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の徴収の方法）

第 69 条の 2 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第 70 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に、「、原動機付自転車」を「並びに原動機付自転車」に改める。

第 71 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「事由」を「理由」に改める。

第 72 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 72 条の 2 の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 73 条第 1 項中「第 70 条」を「、第 70 条第 1 項」に、「及び」を「又は」に、「その車体」を「、その車体」に改め、同条第 6 項中「、直ちに」を「直ちに、」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 19 条の 4 第 1 項」を「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 19 条の 4 第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附

則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条中第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事

が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別

割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2第1項中「譲渡所得の金額」を「譲渡所得等の金額」に改め、同条第2項中「金額あるのは」を「金額」とあるのは」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第27条第

1 項及び第 2 項並びに第 27 条の 4 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 27 条の 3 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 27 条の 3 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 27 条の 6 から第 27 条の 8 まで、第 27 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 27 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 27 条の 7 第 1 項前段、第 27 条の 8、第 27 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 27 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 28 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 4 第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 5 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 19 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 29 条の 2 第 1 項ただし書、第 29 条の 3 の 2 及び第 29 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 44 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 27 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の夕張市税条例（以下「新条例」という。）第 29 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定

の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の夕張市税条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の夕張市税条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定

住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の夕張市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第44条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(夕張市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 夕張市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第10号)
の一部を次のように改正する。

附則第4条中「の種別割」を削る。

報告第2号

令和7年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和7年度夕張市一般会計繰越明許費について、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年5月12日提出

夕張市長 厚谷 司

「別紙」

令和7年度 夕張市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					収入済 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	起債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	市庁舎整備事業	円 171,306,000	円 171,306,000	円	円	円	円	円 6,000
02 総務費	01 総務管理費	情報化促進	円 1,320,000	円 1,320,000	円	円	円	円	円 1,320,000
02 総務費	01 総務管理費	総合行政システム管理	円 20,212,000	円 1,656,000	円	円 1,655,000	円	円	円 1,000
02 総務費	05 選挙費	選挙管理委員会事務局業務	円 6,479,000	円 6,479,000	円	円 6,479,000	円	円	円 0
03 民生費	02 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付	円 12,395,000	円 511,000	円	円 511,000	円	円	円 0
04 衛生費	02 清掃費	容器包装リサイクル収集	円 11,097,000	円 10,280,000	円	円	円 10,200,000	円	円 80,000
05 農林業費	01 農業費	施設園芸生産基盤緊急支援事業	円 11,539,000	円 11,539,000	円	円 11,000,000	円	円	円 539,000
06 商工費	01 商工費	プレミアム付商品券事業	円 60,015,000	円 60,015,000	円	円 60,000,000	円	円	円 15,000
07 土木費	03 都市計画費	都市計画施設整備事業	円 25,146,000	円 25,146,000	円	円	円	円	円 25,146,000
07 土木費	03 都市計画費	都市公園再編事業	円 11,407,000	円 11,407,000	円	円	円	円	円 11,407,000
合 計			円 330,916,000	円 299,659,000	円 0	円 79,645,000	円 181,500,000	円 0	円 38,514,000

令和8年5月12日提出

夕張市長 厚谷 司